

---

プロジェクト 「見積りの不確実性の発生要因」に関する開示

項目 四半期財務諸表における取扱い

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実を行うにあたり、四半期財務諸表における取扱いについて再検討することを目的としている。

### ASBJ 事務局の提案

2. 見積りの開示について、第 26 回ディスクロージャー専門委員会での事務局提案を維持し、四半期財務諸表における取扱いを特段定めない。

### これまでの経緯

3. ASBJ 事務局は、第 24 回ディスクロージャー専門委員会（2019 年 5 月 27 日開催）において、四半期財務諸表における取扱いを次のようにすることを提案した。
  - (1) 前年度の財務諸表において開示目的に基づき識別していない資産及び負債や収益及び費用を当四半期に新たに識別した場合、新たに識別した資産及び負債や収益及び費用の四半期財務諸表における表示科目の名称及び新たに識別した旨を注記する。
  - (2) 前年度の財務諸表において開示目的に基づき識別していない偶発事象を当四半期に新たに識別した場合、その旨を注記する。
4. これに対し、前項のような開示は有用であるとの意見が聞かれた一方で、見積りの開示は IAS 第 1 号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第 1 号」という。）第 125 項を参考としているものの、IAS 第 34 号「期中財務諸表」（以下「IAS 第 34 号」という。）では要求されていないため、国際的な整合性の観点から懸念があるとの意見が聞かれた。
5. これらの意見を受け、ASBJ 事務局は第 26 回ディスクロージャー専門委員会（2019 年 7 月 30 日開催）において、見積りの開示は企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 12 号」という。）第 19 項(21)及び第 25 項(20)の「企業（集団）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を

適切に判断するために重要なその他の事項」を開示する規定に基づいて判断されるものとして、四半期財務諸表における取扱いを特段定めないことを提案した<sup>1</sup>。

6. 第 26 回ディスクロージャー専門委員会では、IAS 第 1 号第 125 項は期末の財務諸表において、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を開示するものであり、期中財務報告で要求されていないことを鑑みると、日本基準においても、四半期財務諸表の開示項目ではないことを明記すべきという意見が聞かれた。

## 分析

### (企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」における取扱い)

7. 第 26 回ディスクロージャー専門委員会では、事務局提案の背景として次の 2 つを挙げた。
  - (1) 企業会計基準第 12 号では、四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表で「企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」を記載することが求められている（企業会計基準第 12 号第 19 項(21)及び第 25 項(20)<sup>2</sup>）。
  - (2) (1)の趣旨は、企業集団又は企業の状況に関する財務諸表利用者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があるものを開示することである（企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「企業会計基準適用指針第 14 号」という。）第 80 項）。
8. 企業会計基準適用指針第 14 号第 80 項では、企業集団の事業運営にあたっての重要な項目であり、かつ、前年度末と比較して著しく変動している資産又は負債等に関する事項として 3 項目<sup>3</sup>が例示されている（企業会計基準適用指針第 14 号第 80 項(3)①から③）。
9. したがって、四半期財務諸表においても「見積りの不確実性の発生要因」に関する重要な変動（新たな発生も含む。）を識別した場合には、前項に基づいて「見積りの不確実性の発生要因」に関する開示が行われることも考えられる。そのため、本資料第 6 項で記載したように四半期財務諸表の開示項目ではないことを明記するこ

<sup>1</sup> 第 26 回ディスクロージャー専門委員会における ASBJ 事務局の分析については、別紙 1 を参照。

<sup>2</sup> 記載内容は別紙 2 参照。

<sup>3</sup> 記載内容は別紙 2 参照。なお、2019 年 7 月 4 日に公表された 2019 年改正の企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の適用に伴い④が加えられ 4 項目となる。

とは、現在の注記の範囲を狭めていると解釈されるような誤解を生じさせる可能性があると考えられる。

**(IAS 第 34 号における取扱い)**

10. IAS 第 34 号第 16A 項(d)では、当事業年度の過去の期中報告期間に報告された金額の見積りの変更又は過去の事業年度に報告された金額の見積りの変更の内容及び金額を開示することが要求されている。これは、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で要求される当期に影響を及ぼすか、又は将来の期間に影響を及ぼすと予想される会計上の見積りの変更について、期中財務報告においても同様の開示を求める趣旨のものである (IAS 第 34 号第 27 項)。
11. 前項を踏まえると、IFRS においても期中財務報告において重要な会計上の見積りの変更に関して開示が求められる可能性があることは日本基準と変わらないと考えられる。そのため、本資料の第 9 項の取扱いは対応する IFRS の取扱いを超えるものではないと考えられる。

**ディスカッション・ポイント**

四半期財務諸表における取扱いに関する ASBJ 事務局の提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上

## 別紙 1

## 第 26 回ディスクロージャー専門委員会における ASBJ 事務局の分析

以下は、第 26 回ディスクロージャー専門委員会資料(2)-3（四半期財務諸表における取扱い）における ASBJ 事務局の分析である。

4. 第 24 回ディスクロージャー専門委員会において、ASBJ 事務局が本資料の第 2 項<sup>4</sup>のような提案を行ったのは、年度の財務諸表を理解するうえで見積りの開示は特に必要な情報であると整理している一方、四半期財務諸表には迅速性が求められることから、特に有用な情報に限定して開示を行うことが適切と考えたためである。
5. ここで、企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」第 19 項(21)及び第 25 項(20)では、「企業（集団）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」を開示することが求められている。
6. 当該事項について、企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第 80 項では、複数例示を挙げつつ、企業集団又は企業の状況に関する財務諸表利用者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があるものを開示する旨が記載されている。
7. 見積りの開示は、企業の事業モデルが大きく変化しない場合には、識別する項目が大きく変化するものでもないと考えられる。このため、見積りの開示について、四半期財務諸表に最低限注記すべき事項として定めなかったとしても、仮に四半期において新たな項目を識別した場合には、四半期財務諸表にとって重要性があると判断される可能性があると考えられる。その場合には、前項の定めに基づき、会計上の見積りに関して財務諸表利用者には有用な情報が開示される可能性もあると考えられる。

---

<sup>4</sup> 「2. ASBJ 事務局は、第 24 回ディスクロージャー専門委員会（2019 年 5 月 27 日開催）において、四半期財務諸表における取扱いを次のようにすることをご提案した。

- (1) 前年度の財務諸表において開示目的に基づき識別していない資産及び負債や収益及び費用を当四半期に新たに識別した場合、新たに識別した資産及び負債や収益及び費用の四半期財務諸表における表示科目の名称及び新たに識別した旨を注記する。
- (2) 前年度の財務諸表において開示目的に基づき識別していない偶発事象を当四半期に新たに識別した場合、その旨を注記する。」

8. 以上を踏まえると、四半期において新たな項目を識別した場合の見積りの開示は有用な情報であると考えられるものの、四半期財務諸表に最低限注記すべき事項としては定めないことが考えられる。

以 上

別紙 2

**企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」における注記事項**

以下は、企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」からの抜粋である。

**注記事項**

19. 四半期連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

(中略)

(21) 企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項

(以下略)

25. 四半期個別財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

(中略)

(20) 企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項

(以下略)

**企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」における注記事項**

**財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項**

80. 会計基準第 19 項(21)及び第 25 項(20)で定める「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」とは、企業集団又は企業の状況に関する財務諸表利用者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであり、例えば次のようなものが挙げられる。なお、金額の記載にあたり、適時に正確な金額を算定することができない場合には、概算額によって記載することもできる。

(1) 資産の控除科目として表示されていない貸倒引当金の記載

(2) 子会社の決算日に変更があり、かつ四半期損益に重要な影響を及ぼす場合に変更があった旨及びその内容

(3) 企業集団の事業運営にあたっての重要な項目であり、かつ、前年度末と比較して著しく変動している資産又は負債等に関する次の事項

ただし、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団以外の企業集団においては、第1四半期及び第3四半期では注記を省略することができるが、当該注記を省略する場合は第1四半期より行うこととする。なお、四半期個別財務諸表を開示する場合は企業集団を企業と読み替える。

① 金融商品に関する四半期貸借対照表の科目ごとに、四半期会計期間末における時価及び四半期貸借対照表計上額とその差額

② 満期保有目的の債券については、四半期会計期間末における時価及び四半期貸借対照表計上額とその差額、その他有価証券については、有価証券の種類（株式及び債券等）ごとに四半期会計期間末における四半期貸借対照表計上額及び取得原価とその差額

③ デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。）については、取引の対象物の種類（主な通貨、金利、株式、債券及び商品等）ごとの契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益

④ 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、四半期貸借対照表日におけるレベル1の時価の合計額、レベル2の時価の合計額及びレベル3の時価の合計額

以 上